

令和2年3月5日現在

よくあるご質問について

こちらでは、先導的人材マッチング事業に関して、よくお問い合わせ頂くご質問に対する回答を紹介しております。

Q 1*	マッチングした人材がハイクラスな <b>経営人材等</b> にあたるか否かは、年収だけで判断されるのでしょうか。
A 1*	マッチングした人材が、年収金額基準(目安)を満たしていない場合であっても、人材受入企業の経営課題の <b>解決について</b> 、真に資する能力・経験を有していれば、補助金の交付対象となります。判断に迷われる場合には、執行管理団体まで、お問い合わせください。
Q 2	補助金の交付対象には、常勤雇用以外の形態の人材マッチングも含まれるのでしょうか。
A 2	常勤雇用以外の形態の人材マッチングも対象になり得ます。
Q 3	収支計画に計上できる対象経費は、直接案件獲得に要した人件費だけが含まれるのでしょうか。また、最終的に成約まで至らなかった案件に係る人件費は、対象外となるのでしょうか。
A 3	今回申請される人材マッチング事業の運営に係る経費全てが、対象となりますので、最終的に、成約まで至らなかった案件にかかる人件費も対象経費に含まれます。
Q 4	本事業において申請するコンソーシアムに含まれない職業紹介事業者と連携して、成約に至った場合には、補助対象となるのでしょうか。
A 4	申請するコンソーシアム外の職業紹介事業者との連携による成約は、補助対象外となります。

Q 5	応募資料「3. 参画団体の概要が分かる資料」は、会社案内のパンフレットや HP を出力したもので、良いですか。
A 5	問題ありません。

Q 6	公募申請に際しては、紙資料と電子資料のどちらかだけを提出すれば足りませんか。
A 6	紙資料と電子資料の両方について、提出が必要です。

Q 7	提案書におけるコンソーシアムの体制図について、どの程度具体的に記載すべきかを教えてください。
A 7	コンソーシアムに参加する各団体とその役割について記載いただくとともに、各団体においては、公募申請する人材マッチング事業に携わる人員について、所属別・役職別に人数を記載して下さい。

Q 8 *	申請主体において、応募申請時点で業務提携をしていないものの、将来提携を想定している職業紹介事業者をコンソーシアムに含めても良いでしょうか。
A 8 *	申請主体において、将来提携することについて機関決定がなされている場合には、ご記載頂いて問題ありません。

Q 9	事前に申請意向を登録することは必要ですか。
A 9	一次審査後、3月16日から19日において、二次審査を予定しているため、事前の日程調整が必要となります。お手数ですが、二次審査参加予定者の登録も兼ねた事前の申請登録にご協力下さい。なお、3月1日より、登録手続きは可能となりました。

New

Q10	申請時にはコンソーシアムに含めていないものの、事業期間中に、新たに職業紹介事業者等をコンソーシアムに加えても良いでしょうか。また、その場合には、どのような手続きが必要でしょうか。
A10	事業期間中に新たに連携先を追加する場合には、変更申請を行って頂く必要がありますので、事前に必ず執行管理団体までご連絡下さい。変更申請をする際には、応募書類のうち、②提案書、③収支計画書、⑤参画団体の概要が分かる資料の修正・変更箇所のみを再度ご提出頂く必要があります。ご提出頂いた申請内容を、執行管理団体にて確認の上、変更可否をご連絡致します。なお、新たに追加する連携先によるマッチング案件は、変更申請が認められて以降のものに限られます。

New

Q11	二次審査のプレゼンテーションでは、提出した応募資料とは別にプレゼンテーション資料の準備が必要でしょうか。
A11	プレゼンテーション資料の準備は任意です。申請資料が大部ですので、例えば、応募者として特に強調したい場合などにご準備ください。準備される際には、紙資料として3部印刷の上、二次審査当日にお持ちください。また、二次審査前日(24時)までに同電子資料を「先導的人材マッチング事業」執行管理団体宛(jp_cons_pioneering_hr@pwc.com)にメールにてご送付ください。電子書類を提出する際には、コンソーシアムの代表団体名が分かるようにご留意頂くと共に、メールの件名には「【先導的人材マッチング事業：プレゼンテーション資料】(申請主体名_二次審査日)」とご記載ください。

New

Q12	本事業において、持株会社の応募上の留意点を教えてください。
A12	持株会社が子会社である地域金融機関等との連携により一体的に人材マッチング事業を行っており、申請主体になり得ます。例えば、持株会社所属で、申請主体である子会社に出向させている場合は、外形的に持株会社が申請主体と考えられます。また、持株会社が申請主体である子会社の従業員の給与を立替えている場合は、人件費として計上できます。  各持株会社によって実情が異なる等、判断に迷われる場合には、執行管理団体まで、お問い合わせください。

※既存のFAQについて一部、赤字にて文言を修正いたしました。

以上